平成２５年（フ）第１３６号
奈良県生駒郡安堵町大字笠目531番地の４
リバーサイド法隆寺302号
債務者　水島板金こと　水島　國夫
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１４９号
奈良県天理市檜垣町829番地
債務者　荻田　　茂
１　決定年月日時　平成25年５月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９０号
鳥取県米子市東山町58番地１　イーストヒルズ10号
債務者　北村　慶補
１　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１３５１号
広島市安佐南区上安５丁目３番20―504号
債務者　廣本　陽江（旧姓向井）
１　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７６号
広島市南区仁保新町２丁目２番22―408号
債務者　平林裕太郎
１　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７７号
広島市西区小河内町１丁目19番１―301号
債務者　安本辰成こと　権　　辰成
１　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４３号
広島市安芸区中野３丁目７番10号
債務者　西川　数美
１　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８号
山口県下関市吉見新町２丁目９番16号
債務者　水津　祥貴
１　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
山口県下関市彦島迫町３丁目６番32号
債務者　高玉　友次
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
福岡県久留米市野中町1489番地１　スカイマンション久留米1003号
債務者　野口　京子
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第８４号
福岡県久留米市東櫛原町746番地１
債務者　進上　留江
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第７号
長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良南触848番地１
債務者　竹田　利秋
１　決定年月日時　平成25年４月30日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２５年（フ）第１２号
鹿児島県奄美市名瀬大字名瀬勝2045番地　31号
債務者　丸山　勇人
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１５１号
京都市下京区郷之町２番地の３
債務者　澤田　久美
１　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
京都市伏見区桃山町日向46番地１　ウエストビレッジ桃山Ｂ101
債務者　川地　芳樹
１　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９８号
兵庫県伊丹市中央２丁目３番13―301号
債務者　川上　聖也
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第９３号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目25番６―105号
債務者　市瀬美佐子
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係